

2月18日（第1日）

2月18日(火) 第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下	成美	2番	覧本	語
3番	上本	雄一郎	4番	平本	美幸
5番	美濃	英俊	6番	古居	俊彦
7番	長坂	実子	8番	岡野	数正
9番	平川	博之	10番	沖	也寸志
12番	上松	英邦	13番	吉野	伸康
14番	浜西	金満	15番	山本	一也
16番	酒永	光志			

欠席議員

11番 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	土手三生	教育長	岡田學
総務部長	奥田修三	企画部長	畠河内真
危機管理監	佐野数博	市民生活部長	江郷壹行
福祉保健部長	山田浩之	産業部長	高橋龍二
土木建築部長	西川貴則	教育部長	矢野圭一
消防長	米田尋幸		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城靖雄
議会事務局次長	長原範幸
事務局専門員	流田洋充

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
- 日程第5 同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて
- 日程第6 議案第10号 江田島市部等設置条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第7 議案第11号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す

		る条例案について
日程第 8	議案第 1 2 号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 1 3 号	江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 10	議案第 1 4 号	江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
日程第 11	議案第 1 5 号	江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案について
日程第 12	議案第 1 6 号	江田島市下水道条例の一部を改正する条例案について
日程第 13	議案第 1 7 号	江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について
日程第 14	議案第 1 8 号	江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 15	議案第 1 9 号	令和 6 年度江田島市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 16	議案第 2 0 号	令和 6 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 17	議案第 2 1 号	令和 6 年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 18	議案第 2 2 号	令和 6 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 19	議案第 2 3 号	令和 6 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 20	議案第 2 4 号	令和 6 年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 21	議案第 2 5 号	令和 6 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（1 号）
日程第 22	議案第 2 6 号	令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 23	議案第 2 7 号	令和 6 年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 24	議案第 2 8 号	令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 25	市長施政方針	
日程第 26	議案第 1 号	令和 7 年度江田島市一般会計予算
日程第 27	議案第 2 号	令和 7 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第 28	議案第 3 号	令和 7 年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 29	議案第 4 号	令和 7 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

- 日程第30 議案第 5号 令和7年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）  
特別会計予算
- 日程第31 議案第 6号 令和7年度江田島市港湾管理特別会計予算
- 日程第32 議案第 7号 令和7年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
- 日程第33 議案第 8号 令和7年度江田島市交通船事業特別会計予算
- 日程第34 議案第 9号 令和7年度江田島市下水道事業会計予算
- 日程第35 発議第 1号 江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例  
案について

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（酒永光志君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

本日、令和7年第1回江田島市議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

傍聴席の皆様には、早朝より傍聴にお越しくださいまして誠にありがとうございます。また、本定例会をネット配信で御視聴いただいている皆様にもお礼申し上げます。

さて、本定例会は令和7年度江田島市的一般会計をはじめとする9会計の当初予算案を審議する重要な定例会であり、ほかに人事案件、各種条例の一部改正、令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算等、多岐にわたって議案も上程されております。

立春は過ぎたとはいえ、まだまだ寒さが厳しい時期でございます。皆様には体調に十分御留意されるとともに、本定例会の議事運営につきまして、格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまから、令和7年第1回江田島市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は15名であります。沖元議員から欠席する旨、届出がありました。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の定例会に際して、報道関係者から写真撮影の申出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第14条の規定により、これを許可しました。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 諸般の報告

○議長（酒永光志君） 日程第1、諸般の報告を行います。

土手市長から報告事項がありますので、これを許します。

土手市長。

○市長（土手三生君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、令和7年第1回江田島市議会定例会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、日頃から市政運営に対しまして、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。また、市民の皆様におかれましては、早朝より傍聴にお越しいただき、心からお礼申し上げます。

さて、今月2月2日にグランドオープンしました地域特産品販売所「えたじま一れ」と併せて開催されました江田島市カキ祭・第1回島うまF E S 2 0 2 5におきましては、市内外から約7,000人の来場者がお越しになりました。販売所では、江田島市の新鮮な野菜、かんきつ、花や地域ブランド品などの買物を楽しまれ、イベント会場では、江田島産カキなど地元の素材を使った料理に舌鼓を打たれておられました。第1回目と

ということで、様々な課題が見受けられましたものの、久しぶりに市民の皆様とともに楽しい1日を過ごすことができました。このイベントを盛り上げていただきました関係者の方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

今後も交流人口のさらなる拡大が図られるよう、市民の皆様、事業者の皆様とともに、地域特産品販売所「えたじま一れ」を発展させてまいります。

また、昨年12月29日の中国新聞には、本市合併以降初めて人口が社会増になったという大変うれしい記事が掲載されました。外国人の転入によるところが大きな要因ではあるものの、これまでの知事の施策が少しずつ芽吹き始めているのではないかと期待しているところでございます。

江田島市が多くの方々にとって魅力的な場所となり、新たな市民の皆様をお迎えできていることを心からうれしく思うとともに、外国人労働者を受入れされております事業者の皆様、移住・定住を御支援くださる市民の皆様、お一人お一人の御努力の結果だと感謝を申し上げます。

この人口の社会増は、私たちの地域の活力と将来への希望を示す重要な指標となります。これを機に、さらに住みやすく、活気あふれる江田島市を目指して皆様とともに歩んでまいりますので、市議会議員の皆様におかれましては、引き続き市政推進に格別の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会では、新年度予算案をはじめとする重要な議案を提出させていただいております。この予算案は、この後述べます私の市政運営に対する所信に基づき、慎重に検討を重ねて編成したものでございます。江田島市のさらなる発展と市民の皆様の福祉向上を目指し、限られた財源の中で最大限の効果が得られるよう努めております。

議員の皆様におかれましては、これらの議題について慎重かつ建設的な御審議をお願いし、何とぞ議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、12月定例会以降の市政の主な事柄につきましては、お手元に配付の市政報告書のとおりとさせていただいております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（酒永光志君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和6年11月及び12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いします。

朗読は省略します。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（酒永光志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において12番 上松英邦

議員、13番 吉野伸康議員を指名します。

### 日程第3 会期の決定

○議長（酒永光志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの29日間としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は29日間と決定いたしました。

### 日程第4 報告第1号

○議長（酒永光志君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、教育部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） それでは、報告第1号につきまして説明をいたします。

議案書2ページの専決処分書をお願いいたします。

このたびの専決処分は、能美町中町で発生しました車両損傷事故による損害につきまして、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。

令和7年1月7日17時頃、本市が発注した江田島市スクールバス運転業務の委託先業者の職員が当該業務の実施に当たり、能美中学校から下校する生徒を乗車させるため、同校駐車場でスクールバスを方向転換しようとしていたところ、当該駐車場に駐車していた相手方車両の左前部にスクールバスの後部が接触し、破損させたものでございます。

2、和解の相手方は記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

市は損害賠償金25万583円を支払うものとし、損害賠償金のほか、相手方と本市の間に一切の債務関係がないことを確認しております。

なお、相手方に支払う損害賠償金につきましては、本市が加入しております全国町村

会総合賠償保険から支払いを受けます。

議案書 1 ページにお戻りください。

専決処分年月日でございます。令和 7 年 2 月 3 日でございます。

スクールバスの委託業者に対しては、安全運行に十分注意するよう指示するとともに、スクールバスの安全運行のこれから徹底にも努めてまいります。

○議長（酒永光志君） 以上で、報告第 1 号の報告を終わります。

#### 日程第 5 同意第 1 号

○議長（酒永光志君） 日程第 5 、同意第 1 号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました同意第 1 号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

令和 7 年 3 月 31 日付で任期満了となる教育委員会の委員、小字根 康典さんを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小字根さんは、人格は高潔で、教育、学術、文化に関する高い識見を有する方でございます。御同意を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、こと人事に関する事でありますので討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意することに決定しました。

#### 日程第 6 議案第 10 号

○議長（酒永光志君） 日程第 6 、議案第 10 号 江田島市部等設置条例等の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第10号 江田島市部等設置条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

組織再編に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは議案第10号につきまして御説明をいたします。

このたび提案した条例は、令和7年度の組織再編に伴い、関係する条例を一部改正するものです。

一部改正する関係条例は、江田島市部等設置条例、江田島市職員の特殊勤務手当に関する条例、江田島市学校給食共同調理場の設置及び管理条例、江田島市行財政改革審議会条例の4つの条例で、施行期日はいずれも令和7年4月1日としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市部等設置条例等の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第7 議案第11号

○議長（酒永光志君） 日程第7、議案第11号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第11号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第11号につきまして御説明をいたします。

このたび国において育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関

する法律が一部改正されました。これにより、本市の関係条例を一部改正することいたします。

一部改正する条例は、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、江田島市職員の育児休業等に関する条例の二つの条例で、いずれも施行期日は令和7年4月1日としております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました議案第11号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び江田島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は総務文教常任委員会に付託します。

## 日程第8 議案第12号

○議長（酒永光志君） 日程第8、議案第12号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第12号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

令和7年度標準保険料率の確定に伴う国民健康保険税の税率改正等を行うため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） それでは、議案第12号について説明します。

このたびの条例改正は、令和7年度標準保険料率の確定に伴う国民健康保険税の税率及び税額改正です。

施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は産業厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第13号～日程第10 議案第14号

○議長（酒永光志君） この際、日程第9、議案第13号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について及び日程第10、議案第14号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての2議案を一括議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま一括上程されました議案第13号及び議案第14号についてでございます。

基準省令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第13号で、江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を、議案第14号で、江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例をそれぞれ一部改正することとしております。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第13号及び議案第14号について、一括して説明いたします。

議案書31ページに江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、32ページに新旧対照表を、34ページに江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正条文を、35ページに新旧対照表を添付しております。

このたびの二つの条例改正につきましては、栄養士法の改正による国の省令の一部改正に伴い、省令の基準に従うべき基準を定める本市の条例を改正するものでございます。

この栄養士法の改正では、従前、栄養士であることが管理栄養士国家試験を受ける要件とされておりました。しかしながら、栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設卒業者につきましては、栄養士でなくとも国家試験を受けることができ、管理栄養士になる者が存在することとなります。

これまでの規定では、全ての管理栄養士が栄養士であることを前提として、単に栄養士のみを規定しておりましたが、これから栄養士でない管理栄養士も存在することから、これらの規定の対象となるよう、規定の整備を行うものでございます。

それでは、改正の内容について説明いたします。

まず、議案第13号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、32ページの新旧対照表をお願いいたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分につきましては、下線部分でございます。

第151条第13項中、栄養士又はを、栄養士若しくは管理栄養士又はに改めるものでございます。

35ページの新旧対照表をお願いいたします。

次に、議案第14号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

右の欄が現行条例、左の欄が改正案でございます。改正をいたします部分については、下線部分でございます。

第16条第1項第2号中、栄養士の次に、又は管理栄養士を加えるものでございます。

次に、施行期日でございます。

施行期日は、二つの条例ともに、令和7年4月1日からでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより本2議案に対する一括質疑を行います。

質疑がある場合は、議案番号を指定して質疑を行ってください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本2議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本2議案は委員会付託を省略します。

これよりそれぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第13号 江田島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 江田島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第15号

○議長（酒永光志君） 日程第11、議案第15号 江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第15号 江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地域開発事業特別会計を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第15号につきまして御説明いたします。

このたびの一部改正は、江田島市特別会計条例の設置に関し、江田島市地域開発事業特別会計の項を削り、以下の項を繰り上げるものです。

施行期日は、令和7年4月1日でございます。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市特別会計条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は産業厚生常任委員会に付託します。

## 日程第12 議案第16号

○議長（酒永光志君） 日程第12、議案第16号 江田島市下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第16号 江田島市下水道条例の一部を改正する条例案についてでございます。

下水道法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第16号につきまして御説明いたします。

議案書40ページに改正条文を、41ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

改正の趣旨としましては、下水道法施行令の一部改正に伴い、江田島市下水道条例の規定の整理を行うものでございます。

41ページの新旧対照表を御覧ください。

改正条例の背景及び内容としまして、近年、水質汚濁を表す指標である大腸菌群数について、より正確な指標である大腸菌数の測定が技術的に可能となったことを受けまして、下水道法施行令第6条第1項第2号において水質基準が大腸菌群数から大腸菌数に変更されました。これに伴い、条例内で大腸菌群数を使用している箇所を大腸菌数に改める字句改正を行うものでございます。

40ページをお願いします。

施行期日についてです。

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日と同日の、令和7年4月1日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第17号

○議長（酒永光志君）　　日程第13、議案第17号　江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君）　　ただいま上程されました議案第17号　江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案についてでございます。

汚水量を算定するための計量メーターの貸与制度を廃止するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君）　　西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君）　　それでは、議案第17号につきまして御説明いたします。

このたびの一部改正は、汚水量を算定する計量メーターの貸与制度を廃止するため、江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正するものでございます。

施行期日については令和7年4月1日でございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君）　　以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案については、産業厚生常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は産業厚生常任委員会に付託します。

#### 日程第14 議案第18号

○議長（酒永光志君） 日程第14、議案第18号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第18号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 米田消防長。

○消防長（米田尋幸君） それでは、議案第18号について御説明いたします。

このたびの条例の一部改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金に係る規定の整理を行うものです。

施行期日につきましては令和7年4月1日です。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、総務文教常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は総務文教常任委員会に付託します。

#### 日程第15 議案第19号

○議長（酒永光志君） 日程第15、議案第19号 令和6年度江田島市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第19号 令和6年度江田島市

一般会計補正予算（第7号）でございます。

令和6年度江田島市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 岁入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億1,655万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億7,765万7,000円とする。

第2項 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

繰越明許費の補正。

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第4条 債務負担行為の追加及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第5条 地方債の追加及び変更は、「第5表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 奥田総務部長。

○総務部長（奥田修三君） それでは、議案第19号につきまして、補正予算の主な内容を御説明いたします。

補正予算書2ページをお願いします。

このたびの歳入補正は、国・県からの交付決定、内示による国庫県支出金及び今年度の収入見込みによる市税や分担金及び負担金などの補正となります。

1款市税は、1項市民税4,438万1,000円、2項固定資産税2,398万5,000円の増などにより7,134万円の増額です。

4款配当割交付金から10款地方特例交付金は、国からの交付見込みにより3,142万円の増額です。

11款地方交付税は、普通交付税の算定見直しに伴う追加交付により8,026万4,000円の増額です。

13款分担金及び負担金は、1項分担金で、小規模崩壊地復旧事業地元分担金42万7,000円の減があるものの、2項負担金で、葬斎センター施設整備負担金346万8,000円の増により304万1,000円の増額です。

15款国庫支出金は、3項委託金で消防団の力向上モデル事業委託金354万7,000円の減があるものの、2項国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金755万2,000円、学校施設環境改善交付金3,397万2,000円の増などにより6,880万3,000円の増額です。

3ページに移り、16款県支出金は、2項県補助金で生活航路対策事業補助金926万6,000円、福祉医療費公費負担事業費補助金513万7,000円の減などにより5,661万1,000円の減額です。

17款財産収入は、1項財産運用収入で、基金利子296万円及び2項財産売払収入で、その他物品売払収入4,298万7,000円の増により4,594万7,000円の増額です。

19款繰入金は、1項特別会計繰入金で、地域開発事業特別会計の補正に伴う6,922万3,000円の増があるものの、2項基金繰入金で財源調整のための財政調整基金繰入金7億4,410万6,000円の減などにより6億8,338万3,000円の減額です。

21款諸収入は、4項受託事業収入で564万6,000円の減及び5項雑入で社会保険料個人徴収金273万9,000円、自治総合センター助成金190万円の減などにより2,535万円の減額です。

22款市債は、国の補正に伴う工事の前倒しに係る学校教育施設等整備事業債1億470万円の増があるものの、充当先の事業費に伴う緊急防災・減災事業債4億8,290万円の減などにより5億5,202万4,000円の減額です。

4ページをお願いします。

続きまして、歳出です。

今回の歳出補正は、今年度の執行見込みや入札残による不用額、職員給与費などの減額、国の物価高騰対応地方創生臨時交付金事業、学校LED工事の前倒しに伴う事業費などを計上しております。

1款議会費は、議会運営事業の執行見込みにより203万円の減額です。

2款総務費は、1項総務管理費、6目企画費で、臨時交付金に伴う原油価格高騰対策緊急支援金1,660万円や生活交通路線維持費補助金603万4,000円及び生活航路対策事業補助金638万3,000円の増があるものの、12目安全対策費の防災情報システム再構築事業4億8,289万3,000円の減などにより7億586万5,000円の減額です。

3款民生費は、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、臨時交付金に伴う社会福祉施設等支援金1,946万円の増額、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、保育施設の給食費、保育料の免除に伴う補填金294万円の増額があるものの、重点支援給付金4,800万円の減などにより5,394万2,000円の減額です。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、一般予防接種事業2,974万1,000円の減及び2項清掃費でリレーセンター費2,675万3,000円の減などにより1億3,878万8,000円の減額です。

6款農林水産業費は、1項農業費、3目農業振興費で1,618万6,000円の減などにより2,756万2,000円の減額です。

7款商工費は、1項商工費、2目商工業振興費で、企業立地奨励金補助金2,748万円の減があるものの、臨時交付金に伴う価格高騰対応事業者支援金3,760万円の増などにより296万3,000円の増額です。

8款土木費は、3項河川費で、急傾斜地崩壊対策事業県負担金387万7,000円の増があるものの、2項道路橋りょう費で4,587万円の減、及び4項港湾費で4,954万3,000円の減などにより1億4,132万8,000円の減額です。

9款消防費は、1項消防費、2目非常備消防費452万3,000円の減などにより462万3,000円の減額です。

10款教育費は、1項教育総務費で、臨時交付金に伴う給食費免除の補填金1,703万2,000円の増、及び2項小学校費並びに3項中学校費で、国の補正予算により、今年度に前倒ししたLED工事費1億4,314万3,000円の増により9,179万9,000円の増額です。

11款災害復旧費は、市債の減額に伴う財源更正です。

12款公債費は、元金償還金3,900万円の減などにより4,000万円の減額です。

13款諸支出金は、2項公営企業費で、下水道事業会計の繰出金5,332万6,000円の減があるものの、1項基金費で積立金5,614万9,000円の増により282万3,000円の増額です。

6ページをお願いします。

第2表 繼続費補正は、変更としまして交通船事業特別会計繰出金のほか5件をお願いしております。

7ページに移り、第3表 繰越明許費補正です。

追加として生活交通維持対策事業ほか15件を、変更として漁港事業1件をお願いしております。

続きまして、8ページをお願いします。

第4表 債務負担行為補正は、追加として広島都市圏消防救急デジタル無線調達支援業務負担金1件を、変更としまして地籍調査システムリースほか6件をお願いしております。

続きまして9ページに移り、第5表 地方債補正は、追加としまして学校教育施設等整備事業債ほか1件を、10ページには変更としまして公営住宅建設事業債などの20件をお願いしております。

説明につきましては、以上になります。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市一般会計補正予算（第7号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は予算決算常任委員会に付託します。

この際、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時53分）

（再開 11時05分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（酒永光志君）　　日程第16、議案第20号　令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君）　　ただいま上程されました議案第20号　令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,477万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,461万3,000円とする。

第2項　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君）　　山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君）　　それでは、議案第20号について、歳入歳出補正予算書で説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出ともに実績見込みや決算の見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税は、収入見込みの増により2,240万円の増額でございます。

4款県支出金は、県補助金の交付見込みにより3億8,100万7,000円の減額でございます。

6款繰入金は、一般会計繰入金1,453万4,000円の増額でございます。

7款繰越金は、前年度繰越金1億10万1,000円の増額でございます。

8款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料70万円の増、2項雑入150万円の減で、80万円の減額でございます。

続きまして歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

1款総務費は、執行見込みに伴い、50万円の減額でございます。

2款保険給付費は、1項療養諸費から5項葬祭諸費まで、給付見込みに伴い3億8,365万円の減額でございます。

3款国民健康保険事業費納付金は、財源更正でございます。

4款保健事業費は、1項保健事業費で199万円の増があるものの、2項特定健康診査等事業費290万円の減により91万円の減額でございます。

5款基金積立金は、前年度繰越金の2分の1の額を積み立てるため5,000万円の増額でございます。

7款諸支出金は、保険税還付金72万円の増額でございます。

8款予備費は8,956万8,000円の増額でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第17 議案第21号

○議長（酒永光志君） 日程第17、議案第21号 令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第21号 令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,421万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,678万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第21号について、歳入歳出補正予算書で説明いたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出ともに実績見込みや決算の見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1款後期高齢者医療保険料は、収入見込みの減により2,458万5,000円の減額でございます。

3款繰入金は、一般会計繰入金677万5,000円の減額でございます。

4款繰越金は、前年度繰越金714万8,000円の増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、納付金3,136万円の減額でございます。

4款予備費は、714万8,000円の増額でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は予算決算常任委員会に付託します。

#### 日程第18 議案第22号

○議長（酒永光志君） 日程第18、議案第22号 令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第22号 令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,770万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,379万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第22号について、歳入歳出補正予算書で説明いたします。

予算書の20ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入歳出ともに実績見込みや決算見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金は、1項国庫負担金で、介護給付費負担金の減、2項国庫補助金で、財政調整交付金等の減により633万4,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金は、介護給付費交付金等の減により675万円の減額でございます。

5款県支出金は、1項県負担金で、介護給付費負担金の減、3項県補助金で、地域支援事業交付金の減により347万5,000円の減額でございます。

7款繰入金は、3項基金繰入金で、財源調整のための介護給付費準備基金繰入金の増があるものの、1項一般会計繰入金で、介護給付費繰入金等の減により1,114万1,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

21ページをお願いいたします。

1款総務費は、実績見込みによる要介護認定に係る事業費の減により270万円の減額でございます。

2款保険給付費は、給付見込みに伴い、1項介護サービス等諸費のほか、三つの項における予算の減により1,300万円の減額でございます。

5款地域支援事業費は、2項介護予防・生活支援サービス事業費で給付見込みに伴う訪問型サービス費等の減、3項一般介護予防事業費で、介護予防活動奨励品の減により1,200万円の減額でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第19 議案第23号

○議長（酒永光志君） 日程第19、議案第23号 令和6年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第23号 令和6年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします

す。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） それでは、議案第23号について、歳入歳出補正予算書で説明いたします。

予算書の24ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、歳入の決算見込みによるものでございます。

初めに、歳入でございます。

1款サービス収入は、収入見込みに伴い100万円の減額でございます。

3款繰入金は、サービス収入の減に伴う基金繰入金100万円の増額でございます。

続きまして歳出でございます。

25ページをお願いいたします。

1款事業費は、財源更正でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第23号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第20 議案第24号

○議長（酒永光志君） 日程第20、議案第24号 令和6年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第24号 令和6年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,989万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第24号につきまして、主な補正内容について御説明いたします。

このたびの補正予算は、事業執行見込みによる歳出予算の減額及びこれに伴う歳入予算の減額補正を行うものでございます。

予算書29ページからお願ひいたします。

まず、歳出でございます。

1款港湾管理費は、光熱水費及び事業の執行見込みにより310万1,000円の減額です。この歳出の減額に伴い28ページにお戻りいただき、歳入予算でございますが、2款繰入金は、一般会計繰入金の減により310万1,000円の減額でございます。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第21 議案第25号

○議長（酒永光志君） 日程第21、議案第25号 令和6年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第25号 令和6年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,866万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,926万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） それでは、議案第25号につきまして、主な補正内容について御説明いたします。

初めに、歳入からです。

予算書 3 2 ページをお願いします。

このたびの歳入補正予算は、事業執行見込みによります財産収入などの各科目において補正を行います。

1 款財産収入は、1 項財産売払収入 6, 921 万 5, 000 円の増額。

2 款繰入金は、1 項一般会計繰入金 59 万 7, 000 円の減額。

3 款繰越金は、1 項繰越金 4 万 9, 000 円の増額です。

続きまして、歳出でございます。

3 3 ページをお願いします。

今回の歳出補正予算は、地域開発事業特別会計の廃止に伴う補正を行います。

1 款地域開発事業費は、1 項地域開発事業費 6, 866 万 7, 000 円の増額です。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和 6 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第 22 議案第 26 号

○議長（酒永光志君） 日程第 22 、議案第 26 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第 26 号 令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

令和 6 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 340 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 609 万 6, 000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） それでは、議案第 26 号について説明をいたします。

補正予算書の 36 ページをお願いいたします。

まず、歳入につきまして、1 款繰入金、1 項一般会計繰入金で 340 万円の減額です。

続きまして、37ページの歳出でございます。

歳出につきましては、1款事業費、1項管理費、管理費の宿泊施設管理運営事業費の340万円の減額です。内容はこのたびのサンビーチおきみの売却に関する測量登記に係る委託の減額に伴うものです。

説明は以上です。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第3号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は予算決算常任委員会に付託します。

### 日程第23 議案第27号

○議長（酒永光志君） 日程第23、議案第27号 令和6年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま上程されました議案第27号 令和6年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和6年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億379万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,660万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

債務負担行為。

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畠河内真君） それでは、議案第27号について御説明いたします。

このたびの補正予算は、主に2隻目の新造船の建造費について、分割払いのタイミン

グが変更となつたため、それに伴う歳入歳出の調整を行うとともに事業の実績見込みに応じた額の補正を行うものでございます。

補正予算書の40ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

1款繰入金、1項一般会計繰入金は、新造船の建造費に関する本年度の支払い額の変更や中町航路の収支実績に応じた運航補助金の減額などに伴う7,256万2,000円の減額でございます。

次に、2款1項繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴う476万3,000円の増額でございます。

次に、3款1項市債は、新造船の建造費に関する本年度の支払い額の変更に伴う3,600万円の減額でございます。

予算書41ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項事業費は、新造船の建造費に関する本年度の支払い額の変更及び中町航路の収支実績に応じた運航補助金の減額などに伴う1億526万3,000円の減額でございます。

3款1項予備費は、歳入歳出の差額調整として146万4,000円の増額でございます。

42ページをお願いいたします。

42ページ、2表 繼続費補正でございます。

新造船の建造に関し、当該年度の支払い予定額に応じて、年割額を組み替えるものでございます。なお、契約額に応じ全体額を3万円減額しております。

続いて、43ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

中町航路の第3期指定管理者の公募を行うに当たり、現行料金の値上げを行わなかつた場合に必要となる委託費の設定をお願いしております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

44ページ、地方債補正でございます。

新造船の建造費の財源となる地方債について、本年度の支払い額の変更に伴い、借入限度額を変更するものでございます。

説明については、以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和6年度江田島市交通船事業特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は予算決算常任委員会に付託します。

日程第24 議案第28号

○議長（酒永光志君）　　日程第24、議案第28号　令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君）　　ただいま上程されました議案第28号　令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君）　　西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君）　　それでは、議案第28号につきまして、主な補正内容を御説明いたします。

このたびの補正は、決算見込み等による予算の補正及び地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の予算繰越しを行うものでございます。

補正の内容につきましては、令和6年度江田島市下水道事業会計補正予算書6ページ及び7ページの費目別内訳書により御説明いたします。

6ページを御覧ください。

初めに収益的収入及び支出の部、収入についてです。

1款下水道事業収益は、2項5目雑収益で、浄化センター更新工事に伴い発生したスクラップ売却による収益1,096万2,000円の増があるものの、決算見込みにより1項3目一般会計負担金175万円、2項2目一般会計補助金3,457万6,000円の減により2,536万4,000円の減額です。

次に支出についてです。

1款下水道事業費用は、2項3目雑支出で、スクラップ売却益の補助金相当額の返納、603万円の増があるものの、2目処理場費の処理場に係る維持管理経費1,750万円の減などにより2,536万4,000円の減額です。

7ページをお願いします。

資本的収入及び支出の部、収入についてです。

1款資本的収入は、3項1目国庫補助金及び4項1目県補助金の認証減などにより5,231万1,000円の減額です。

続きまして、支出についてです。

国庫補助金及び県補助金の認証減などに伴う決算見込みにより、1項建設改良費3,880万円の減額です。

続いて、8ページ、9ページをお願いします。

予算繰越計算書でございます。

部材の入手難に伴う機器の納期の遅延や入札不調による入札条件や設計内容の再検討に不測の日数を要したことから、年度内の完成が困難となりました。そのため、管渠整備事業及び処理場整備事業を繰り越すものでございます。

翌年度繰越額は合計 1 億 5 , 8 5 1 万 1 , 0 0 0 円で、財源の内訳については 9 ページに記載のとおりでございます。

そのほか、3 ページ 4 ページに実施計画を、そして 5 ページにはキャッシュ・フロー計算書を記載しております。

説明については、以上でございます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となりました令和 6 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は予算決算常任委員会に付託します。

## 日程第 25 市長施政方針

○議長（酒永光志君） 日程第 25 、市長施政方針を行います。

土手市長。

○市長（土手三生君） それでは、令和 7 年度江田島市当初予算案の提出に際しまして施政方針を述べさせていただきます。

令和 7 年 1 月 17 日に発生しました江田島町津久茂の水晶山林野火災は、鎮火まで 4 日間を要し、約 30 ヘクタールを焼失いたしました。

本市においては、昨年の陀峯山に続き、2 年連続の大規模な林野火災の発生となりましたが、どちらも人や住家に対する被害が生じることなく鎮火に至り、胸をなで下ろしております。

災害に対する備えの大切さを改めて認識するとともに、消火活動に御協力をいただきました多くの皆様に対し、深く感謝を申し上げる次第です。

さて、本市を取り巻く諸情勢を鑑みますと、令和 6 年 10 月 27 日に執行されました衆議院議員総選挙において自公連立政権が大きく議席を減らし、民主党政権が誕生した平成 21 年以来、15 年ぶりに与党が過半数を割り込みました。

その後の国政における、いわゆる 103 万円の壁や教育無償化などの協議の状況を鑑みると、与野党の合意形成が図られるまで時間を要する事案が、これからも多数生じてくるのではないかと考えられます。

また、アメリカ第一主義を掲げるトランプ大統領の再任、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化、隣国である韓国における政情不安定化など、今後の状況を予見することが困難な事象もございます。

市民の皆様に、安全で安心な暮らしを営んでいただくためには、世の中の推移を正確に把握し、必要な施策を先んじて実施していく必要がありますが、近年は、不確実性の高い要素が多く発生し、将来予測が非常に難しい時代になってきております。

今後とも、情報収集をしっかりと行うとともに、それに基づいて必要な施策を構築し、

着実に実施していくことの必要性を、改めて感じているところでございます。

また、我が国全体で急速に進展する人口減少については、令和6年4月、民間の団体である人口戦略会議が地方自治体「持続可能性」分析レポートと題する報告書を公表いたしました。

この報告書では、二十歳から30歳までの若年女性人口の減少率を試算した上で、全国の自治体を類型化しており、本市は、令和32年に、若年女性人口の減少率が50%以上となる消滅可能性自治体に位置づけられております。

しかしながら、本市の令和2年の国勢調査では、人口は2万1,930人となっており、推計人口を165人上回りました。

また、10月1日を基準日とする直近1年間の人口動向では、4町合併により江田島市が誕生してから初めての社会増100人を超すプラスとなっております。

さらに、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、令和7年10月1日の本市の人口は1万9,673人と予想されておりますが、本年2月1日時点の住民基本台帳に基づく人口は2万645人であることから、推計値を上回る可能性が出てきております。

人口減少傾向が続いていることに変わりはございませんが、決して楽観視できる状況ではありませんが、人口問題について、僅かながらでも明るい兆しが見え始めているのではないかと期待しているところでございます。

令和7年度予算は、私の市長就任後、初めての当初予算であり、また、第3次総合計画の計画期間が開始する最初の予算となります。

人事院勧告に基づく人件費の増や自治体情報システムの標準化・共通化に要する経費など、大きな歳出増要因がある中での厳しい予算編成となりましたが、第3次総合計画に掲げる将来像や理念を踏まえつつ、明るい兆しをしっかりと捉え、さらに大きく育てることで、市民の皆様が将来にわたって心豊かに、安心した暮らしを営むことができるよう全力で取り組んでまいります。

次に、令和7年度の予算編成方針についてでございます。

就任時の所信表明でも申し上げましたとおり、私が目指すまちの姿は、第3次総合計画に掲げる「豊かな恵みとぬくもりで みんなが輝き活躍できる えたじま」でございます。

島の豊かな自然や恵みを大切に生かし、また、人ととのつながりやぬくもりから生まれる安心感の下、様々な人材や団体が活躍し、まちの活性化が図られるという姿の実現に、全力で取り組んでまいります。

それでは、令和7年度の予算について、私が選挙活動時に掲げた「ぬくもりのあるまちづくり」「活力あふれるまちづくり」「健康で安心して暮らせるまちづくり」の3点に基づき、概要を説明いたします。

まず、「ぬくもりのあるまちづくり」については、里海学習による郷土愛を醸成する教育、特色を生かした保育などによる子育てしやすい環境づくり、コミュニティーの振興などによる支え合いのまちづくり等を実施し、人のつながりを生かした温かい暮らしづくりに取り組んでまいります。

次に、「活力あふれるまちづくり」については、担い手の確保などによる農水産・商工業の育成、体験型観光の推進などによる観光振興、LINEの活用などによるデジタル化の推進等を実施し、まちのにぎわいづくりに取り組んでまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」については、医療・福祉サービスの提供やまちの基盤整備などによる暮らしの安心づくり、運航（行）支援などによる公共交通サービスの維持、消防体制の整備などによる防災体制の強化等を実施し、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりに取り組んでまいります。

なお、具体的な施策については、後ほど、第3次総合計画の施策分野ごとに述べさせていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、令和7年度の予算編成は、大きな歳出増要因がある中での大変厳しいものとなっております。

令和7年度は、財政の持続可能性の確保などを掲げる、本市の第5次行財政改革大綱の初年度でもあることから、歳入・歳出のバランスを見極めながら、選択と集中を意識した予算編成を行ったところでございます。

引き続き、健全かつ持続性のある行財政運営にも意を尽くしてまいります。

令和7年度の当初予算は、一般会計が前年度と比べ2億7,000万円、1.7%減の160億4,000万円といたしました。

また、特別会計は7会計で、前年度と比べ2億5,900万円、3.4%の減の73億400万円、企業会計は、下水道事業会計の1会計で、前年度と比べ1,200万円、0.7%減の17億5,000万円といたしました。

企業会計を含む総予算規模は250億9,400万円で、前年度と比べ、2.1%の減でございます。

一般会計の内容を歳入から見ますと、市税は、定額減税の終了に伴う個人市民税の増などにより、前年度と比べ1億5,300万円、6.5%の増でございます。

地方交付税は、普通交付税で、合併前後に借り入れた市債の償還終了に伴う公債費の減を見込み、前年度と比べ、1,600万円、0.2%の減としております。

国庫支出金は、防衛施設周辺対策事業補助金などの増により、6億7,200万円、54.5%の増、県支出金では、福祉医療費公費負担事業補助金や統計調査費、選挙費委託金の増などにより9,000万円、9.5%の増としております。

市債は、令和6年度で発行期限を迎えた合併特例債の減により、前年度と比べ11億3,100万円、54.9%の減としております。

なお、財源調整として、前年度と同様、基金の取崩しを行っており、今回の予算では、財政調整基金から9億1,000万円を見込んでおります。

一般会計におけるプライマリーバランスは黒字となり、令和7年度末の市債残高は、令和6年度末に比べ9億9,700万円減少する見込みでございます。

歳出におきましては、義務的経費は、人事院勧告に伴う給与改定や会計年度任用職員関係の人件費の増、扶助費の増などにより、全体で3億2,600万円、4.4%の増としております。

投資的経費は、公共施設再編整備事業や防災情報システム再構築事業など普通建設事

業費の減により、全体で8億3,200万円、31.9%の減しております。

その他の経費では、物件費が自治体情報システムの標準化・共通化に伴う委託料の増により2億3,600万円、3.8%の増としております。

それでは、令和7年度の主な具体的施策について、第3次総合計画の八つの施策分野別に御説明をいたします。

初めに、1点目、「教育・文化」についてでございます。

児童生徒の生きる力の育成と個性豊かな学校づくりを推進するため、教職員の資質向上、外国語指導助手の派遣、英語検定の受験促進、外国人児童生徒の日本語能力試験費用の助成などを行うとともに、市内小中学校の施設整備や維持管理を実施してまいります。

また、GIGAスクール構想における1人1台端末の機器更新を行うとともに、江田島市ならではの特色のある教育として、小中学校における地域学習や、「里海」を活用した教育を展開してまいります。

さらに、遠距離通学の児童生徒に対するスクールバスの運行や定期券購入補助を行うとともに、少子化により児童生徒数が減少し続けている状況を踏まえ、今後の学校の在り方を検討するための委員会を設置し、協議を開始してまいります。

また、「さとうみ科学館」を拠点とする自然体験活動などにより、本市の里海に関する学びの機会の確保や本市唯一の高校である大柿高校の魅力向上への支援を、引き続き行ってまいります。

文化・スポーツについては、図書館・スポーツ施設・歴史資料館などの施設の管理運営を行うとともに、市美術展やコンサートなどによる文化・芸術の振興、ふるさと再発見事業による地域愛の醸成、マラソン大会によるスポーツ振興などに取り組むことにより、市民の皆様が文化に触れ、スポーツに親しむ機会を創出してまいります。

次に、2点目、「産業・観光・交流」についてでございます。

初めに、農水産業についてでございます。

農業・漁業の担い手確保のため、就業希望者への研修や独立に向けた支援を継続するとともに、沖地区のかんきつ団地造成に関し、集積した農地を第2工区として整備いたします。

また、畑地域総合整備事業に関し、三高ダム及び畑地かんがい施設の機能保全のための更新計画を策定するとともに、農道や林道、雨水排水施設などの農業用施設や、漁船係留施設などの水産業振興施設の維持管理、重点魚種の集中放流などを行い、生産基盤の確保を図ってまいります。

さらに、オリーブの苗木助成や肥料、農薬等の補助を行い、本市の新たな特産品化を推進するとともに、地域産品等の販売施設である海辺の新鮮市場「amamō」や「えたりじまーれ」の運営を支援いたします。

農村環境改善センターについては、改修に向けた設計を実施してまいります。

また、有害鳥獣に関しては、被害防止に向けた防除施設の設置支援や捕獲報償金の支給を引き続き実施するとともに、新たに捕獲した個体の減容・埋設処理のためのコルゲート管を設置いたします。

次に、商工業・観光についてでございます。

企業の設備投資やサテライトオフィスの進出、小規模事業者の起業・創業、既存事業者の新分野進出などを引き続き支援し、人口減少対策への効果が高い「しごとの場」を創出してまいります。

また、江田島市商工会を通じた経営指導などにより、地場産業の経営強化や経営革新を促進するとともに、この春オープンする広島駅新ビル内に設置される市町PRコーナーに出展し、地元產品の販売促進や知名度向上に向けたプロモーションを実施してまいります。

観光については、観光振興の推進団体である江田島市観光協会の運営を支援するとともに、「えたじまものがたり博覧会」の仕組みを通じた体験型観光商品の開発、「島うまFES」などの観光イベントの開催、デジタル技術を活用した周遊企画の実施などにより、観光客数と観光消費額の増による観光関連産業の活性化を図ってまいります。

さらに、市内産業により生じた「しごと」について、無料職業紹介所の運営を支援することで、求職者とのマッチングを図ってまいります。

次に、3点目、「福祉・保健」についてでございます。

初めに、子育て環境についてでございます。

子育て世代包括支援センターにおいて、広島県が推進する「ひろしまネウボラ」に参画し、面談機会の充実を図り、身体測定や相談対応、ファミリーサポートセンターの運営など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施いたします。

なお、県内初となるミキハウスとの連携協定に基づき、保護者と面談する際に、これまでのおむつクーポン券に加え、ギフトの配付を新たに開始いたします。

また、予防接種や健康診査の実施、病児・病後児保育の受入れ体制の確保などにより、子供の健やかな成長を促進するとともに、認定こども園による保育や児童館での子供の集いの場の提供、子供の居場所づくりに取り組む団体への支援により、学びや体験活動等の場を広め、安心できる島の子育て環境の確保を図ってまいります。

さらに、新婚世帯の住宅の取得や賃借、引っ越し等に要する経費を支援することで、新生活の経済的不安や負担の軽減を図ってまいります。

次に、保健・医療、高齢者福祉等についてでございます。

健康相談や運動教室の実施、食育の推進、住民主体の通いの場の運営支援などの健康増進・介護予防に関する取組を展開するとともに、シルバー人材センターや老人クラブなどの活動を通じて、高齢者の活躍の場を確保することにより、市民の皆様の健康づくりを推進してまいります。

また、地域包括支援センターによる総合相談窓口の運営や介護予防ケアマネジメントなどを実施し、健康の保持や生活の安定に必要な支援を行ってまいります。

さらに、医療費助成や在宅当番医制度による休日診療の確保、婦人科の医師確保を行う医療機関やサービス提供体制を整備する介護事業者への支援などにより、必要なときに安心して医療・介護を受けることができる体制を整えてまいります。

また、歯科健診の対象年齢を拡大するとともに、生活習慣病健診やがん検診、予防接種などを行うことにより、疾病の予防・抑制を図ってまいります。

なお、救急搬送時に救急隊が医療機関に口頭で行っておりました患者情報の申し送りをデジタル化することで、市民の皆様が迅速に医療を受けることができる体制を整備いたします。

また、民生委員・児童委員の活動を支援し、地域の実情把握に努めるとともに、暮らしのセーフティーネットとして、生活困窮者や障害者の自立支援などを実施してまいります。

次に、4点目、「生活・環境」についてでございます。

窓口業務において、戸籍における氏名の振り仮名追加に対応するためのシステム改修や、マイナンバーカード交付のための特急申請用タブレット端末を導入し、適切かつ迅速な業務対応を図ってまいります。

また、お互いの人権を尊重し合うまちづくりを進めるための人権啓発プランに基づく講演会などの啓発活動や相談対応を実施してまいります。

外国人市民が増加する中にあって、日本人と外国人が安心して暮らせる多文化共生社会の実現に資するため、国際交流協会の枠組みによる日本語教室や地域交流会などを開催し、日本人と外国人市民の相互理解や多様な文化を大切にする機運の醸成を図るとともに、多文化共生相談員の配置により、外国人市民の地域の暮らしをサポートいたします。

家庭ごみについては、減量化や資源化を図るため、指定ごみ袋による収集を行うとともに、分別収集によるリサイクルを推進いたします。

また、次期一般廃棄物最終処分場の建設に向けた取組を進めるとともに、呉市と連携した広域的なごみ処理体制を継続するため、呉市の次期一般廃棄物処理施設の建設に対する負担を行ってまいります。

景観や環境の悪化を招く海岸漂着ごみについては、適宜回収・処理を行い、海洋資源であり観光資源でもある美しい海岸を継承してまいります。

さらに、不燃ごみの最終処分場である環境センター、し尿等の汚水処理を行う前処理センター、可燃ごみを集約するリユースセンターなどの環境関連施設については、継続して使用するための設備更新を実施し、公衆衛生の確保と環境美化を促進してまいります。

また、旧大柿厚生文化センターの建物解体に向けた設計を行うとともに、葬斎センターの空調設備の更新を実施いたします。

次に、5点目、「安全・安心」についてでございます。

防災体制の充実・強化として、市民の皆様への避難情報等の円滑な伝達や、災害対策本部の運用効率の向上を図る災害情報システムの構築について、引き続き取り組んでまいります。

また、災害時の円滑な避難につなげるため、避難所への備蓄や避難誘導アプリの運用を促進するとともに、市民参加型の一斉避難訓練の実施や地域防災リーダーの育成に取り組んでまいります。

さらに、市民の皆様の安全・安心な暮らしの確保に資するため、迷惑電話防止機能付電話機の購入補助や消費生活の相談対応を行うほか、防犯外灯の整備や防犯に関する啓発など、防犯・防災意識の向上や消費者保護に関する取組を実施してまいります。

消防本部については、市民の皆様の生命・財産を守るために必要な救急車両・消防団車両の更新・整備や石油コンビナート災害等に対応するための大型化学高所放水車のオーバーホール、消火栓の布設などを行うとともに、119番通報の受付や出動指令等の指令管制業務を行う高機能消防指令センターの中間部分更新を実施いたします。

また、消防キッズフェア等の防火意識の普及啓発活動を通じた火災予防や消防団活動の運営に取り組むことで、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを構築してまいります。

次に、6点目、「社会基盤」についてでございます。

安全な道路環境を確保するため、路面性状調査の結果に基づき、劣化状況に応じた市道の維持補修や改良について、規模を拡充して実施するとともに、公共インフラ施設の巡回点検を計画的かつ積極的に実施するためのインフラ施設等清掃員を増員し、施設の安全確保や利便性の向上を図ってまいります。

また、安心して暮らせるまちづくりの土台となる河川、急傾斜施設、漁港・港湾施設、下水道施設などに対し、適切な修繕・改修を行うとともに、市民の皆様の憩いの場である公園に対する維持管理を行ってまいります。

災害への備えとして、雨水等の排水に起因する浸水想定区域などを明らかにするマップを新たに作成いたします。

また、住宅において、市営住宅の適切な管理・改修や木造住宅の耐震化を支援するとともに、今後も増加が見込まれる空き家について、所有者に適正管理を促してまいります。

都市計画においては、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を検討いたします。

さらに、生活交通を維持するための公共交通機関への支援を行うとともに、2隻目となる市所有船の建造を行ってまいります。

次に、7点目、「自治・コミュニティー」についてでございます。

自治会やまちづくり協議会の取組を支援するとともに、市民の皆様自らが提案し実践する取組への支援や地域におけるまちづくり活動の拠点となる市民センターや交流プラザ等の集会施設の管理運営などを行うことにより、生き生きと人が活躍するまちづくりを推進してまいります。

なお、大規模集会施設である沖美ふれあいセンターの空調設備に関する改修設計を行うとともに、江田島コミュニティセンターの空調設備の更新を実施いたします。

また、近隣自治体との広域連携の枠組みを生かした交流事業を展開するとともに、本市出身者のファン俱楽部組織を活用した交流、体験型修学旅行の受入れなどを実施し、市外居住者と本市との縁を育んでまいります。

さらに、外部人材である地域おこし協力隊を新たに3名登用するとともに、移住・定住の促進に取り組むことにより、本市の活性化の担い手の確保を図ってまいります。

最後に、8点目、「行財政」についてでございます。

予算協議などにより適切な歳出管理に努めつつ、市の遊休施設等の売却やふるさと納税制度のPRなどにより、歳入確保を図ってまいります。

また、研修等による職員の意識改革・人材育成や、広報紙、ホームページ、メディアなどを活用した市内外への広報・PRを行ってまいります。

さらに、自治体情報システムの標準化・共通化への対応や、AIの導入などによる市役所業務の効率化のほか、LINEを活用した各種手続の受付、プログラミング教室の開催などに取り組み、デジタル化に対応したまちづくりを進めてまいります。

なお、行政改革については、令和7年度から市民活動の支援強化や類似業務の集約による効率化などを目的とした組織再編を行うこととしております。

限られた人材を効率的かつ効果的に運用するとともに、その能力がより発揮できる組織を構築することにより、業務の生産性の向上を図ってまいります。

「今日の成果は過去の努力の結果であり、未来はこれから努力で決まる。」これは、京セラ株式会社やKDDI株式会社の創業者であり、日本航空株式会社の再建にも取り組まれた、稻盛和夫氏の言葉でございます。

今、我が国は、かつて経験したことのない急激な人口減少と少子化が進展しており、誰もが将来に対する一抹の不安を心の中に抱いているのではないかと考えております。本市においても、人口減少の進展により、空き家や耕作放棄地の増加、地域コミュニティーの担い手不足、公共交通の経営難など、様々な課題が顕在化しております。

しかしながら、市制初となる社会増や新たな企業の進出など、明るい要素の芽吹きも感じられるところでございます。

令和7年度の予算については、奇をてらうことなく、必要な施策を実直かつ着実に進めていくことに主眼を置いた編成といたしております。

大切なのは、これらの施策を生きたものとして、成果を生み出すことで、将来にわたる市民の皆様の心豊かな生活を実現することでございます。

未来は、これから努力で決まります。私は、自らの市政運営の基本姿勢である「誠実」「協調」「安心」を胸に、職員や、市民の皆様のお力添えを賜りながら、本市が目指すまちの姿の構築に向け、努力を積み重ねていく決意を申し上げ、新年度の予算説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） これで、市長施政方針を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時10分まで休憩いたします。

（休憩 12時11分）

（再開 13時10分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第26 議案第1号～日程第34 議案第9号

○議長（酒永光志君） この際、日程第26、議案第1号 令和7年度江田島市一般会計予算から、日程第34、議案第9号 令和7年度江田島市下水道事業会計予算までの9議案を一括議題とします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

土手市長。

○市長（土手三生君） ただいま一括上程されました議案第1号から議案第9号までの令和7年度の各会計の当初予算案について御説明いたします。

まず、議案第1号 令和7年度江田島市一般会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億4,000万円と定めるものでございます。先ほど私が施政方針で述べましたものが、この一般会計の当初予算の中に網羅されております。

続きまして、議案第2号から議案第8号までは、令和7年度江田島市国民健康保険特別会計予算をはじめとする七つの特別会計予算の提案、議案第9号は、企業会計予算として令和7年度江田島市下水道事業会計予算の提案でございます。

内容につきましては、これから慎重かつ十分な御審議をいただくとともに、何とぞ適正なる御判断、議決を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま一括議題としました議案第1号 令和7年度江田島市一般会計予算から議案第9号 令和7年度江田島市下水道事業会計予算までの9議案については、予算決算常任委員会に付託します。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（酒永光志君） 御異議なしと認めます。

よって、本9議案は、予算決算常任委員会に付託します。

### 日程第35 発議第1号

○議長（酒永光志君） 日程第35、発議第1号 江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

岡野数正議員。

○8番（岡野数正君） 発議第1号。

江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例案について。

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年2月18日。

江田島市議会議長 酒永光志様。

提出者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 美濃英俊。

賛成者 江田島市議会議員 宮下成美。

提案理由については、今期議員定数の件に関して、議会改革推進特別委員会の中で多くの時間をかけ様々な角度から議論してまいりました。その議論の経過で、市民の声も

重要ということから、議員定数及び報酬に関する意見聴取を市内各種団体の代表者38人に対して文書により行うこととなりました。その結果、25人の代表者の方々から回答があり、実に回答率は65.8%と高いものでございました。

そのうち、定数は14人がよいとされた方が13人、そして15人がよいとされた方が4人、さらに14もしくは15人とされた方が1人であります。16人がよいとされた方、いわゆる現状維持がよいとされた方は6人でございました。

削減すべきと判断された方の合計は19人となり、市内各種団体代表者の皆様の76%が議員定数を削減すべきとの意識であることが分かったわけであります。

中でも14人がよいとされた方は過半数を超えており、その理由として多かったのは、やはり人口減少が進む本市の現状に鑑み、議員数も削減すべきであるとの意見でございました。

その後そうした経過も踏まえ、議論を重ねたわけでありますが、残念ながら議会改革推進特別委員会においては、議員定数を削減すべきとの結論には至りませんでした。同委員会においては、議員定数の削減により、市民意見を聞く機会が減ることを懸念する声もありましたが、たとえ削減したとしてもSNSの活用や市政報告会、出前講座などの開催で、今まで以上に広範な声を聞くことは可能であり、こうした取組の結果として、議員一人一人の活発な活動と質の向上が期待され、効果的、効率的な議会運営も可能と考えられるわけであります。よって、市民の声や将来の人口動態、さらには市の財政状況等を総合的に勘案した場合、より効果的、効率的な議会運営を目指して、現行の条例定数を2名削減することを提案するものであります。

内容については別紙のとおりでございます。各議員の御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願ひいたします。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（酒永光志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

箕本議員。

○2番（箕本 語君） 2番議員の無会派、箕本です。

私は議会改革推進特別委員として、当委員会において一貫して定数の減を主張していました。これは先ほど岡野議員のおっしゃったことと同じく、アンケートの結果や市民の声及び本市の人口減を主とした考えによるものが大きいものです。

しかしながら、本議会中心主義から委員会中心主義へと移行して間もないことなどによる議員の負担増など様々な要因を加味し、当委員会において採決の際に、定数15人2名が挙手しております。そこで、岡野議員にお聞きします。

なぜ定数は15ではなく14なのか、いま一度御説明ください。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

岡野議員。

○8番（岡野数正君） まず、15ではなく、なぜ14にしたのかいうことに対してお答えをしたいと思います。

これは市内各種団体の代表者からの回答25人ございました。その中で定数は14が

よいとされた方が13人、これ半数を超えております。15人がよいとされた方が4人でございました。ということで、まずは、この市内各種団体からの意見聴取を基に考えるべきだろうと、この意見は尊重すべきだろうということで、やはり14という声が過半数を超えていたので14という結論に至ったわけであります。

それと併せて、この議員が非常に、どう言うんですか、タイトなことになるんではないかと。委員会活動、委員会付託が始まることによってかなり忙しくなるんではないかという御質問もございましたけれども、現実に今、委員会付託を行っております。円滑に行われております。基本的には委員会の最低人数等は、これは全国市議会議長会でも示されておりますが、7名から8名、1委員会に対してですね、確保してくださいと、そうすれば委員会の運営はスムーズにいきますよということが一つの指針として示されております。といったところから14でも十分に委員会を回していくだろうということで、結論から言いますと、14にしよう、2名削減しようということになったわけであります。

以上です。

○議長（酒永光志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論の通告が提出されておりますので、順次発言を許します。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 4番議員、平本美幸です。私は反対の立場で討論いたします。

まず、人口減少が進む中で江田島市を衰退させではありません。これからまちづくりには、市民の皆様が安全・安心に暮らせる環境を整え、行政に対するチェック機能を強化することです。そのためにも、市民の皆様の声をしっかりと市政に届け、反映し、誰一人取り残されることのない市民のためのまちづくりを推進していく必要があります。

特に、江田島市は島であるがゆえに集落が点在することから、各地域の声を市政に届けるためには、幅広い地域からの代表が求められます。もし議員定数を削減すれば、特定の地域や周辺地域において議会の代表を持たない状況が生まれ、地域間の格差が拡大するおそれや課題解決に時間がかかるリスクが生じます。

地域の活性化や市民サービスの均等化を目指す上で、地域の多様なそして貴重な意見を議会に届ける仕組みは極めて重要であり、こうした地域に密着した議員の存在が不可欠です。

また、少子高齢化や人口減少は、江田島市にとって大きな課題です。こうした状況下

で議員定数を削減すれば、多様化・複雑化する行政の課題解決能力が低下する可能性があります。人口が減ったからといって地域の課題が減るわけではなく、むしろ高齢化や過疎化が進むことにより、行政のサポートが必要な場合が増えてくると思われます。さらには、多様性や包摂性を重んじ、様々な違いを尊重する世の中に変わりつつあります。こうした課題や考え方に対する迅速かつ的確に対応するためには、少しでも多くの議員がそれぞれの視点で議論を闘わす必要があります。

確かに議員定数を削減することで財政負担の軽減というメリットはあります。しかし、それによって議員一人一人の活動範囲が広がり過ぎることで、議会の監視機能が弱まるリスクがあることを忘れてはなりません。

定数削減によるコストの削減が市政の質の低下や地域の課題の置き去りにつながることは絶対に避けなければなりません。

議会改革推進特別委員会での市民アンケートの結果は尊重されるべきですが、議論の焦点を議員定数の削減という数字のみに充てるのではなく、なぜ市民が削減を求めたのかという理由を深く掘り下げる必要があります。

市民の皆様の代表でもある私たち議会改革推進特別委員会の委員は、この市民アンケートの結果を含めながらも、それぞれの視点を持って丁寧に議論を行い、最終的に委員会として現状維持を支持する結論を出しました。その結果もまた尊重されるべきです。

議会改革の本質は、単に議員の数を減らすことではなく、市民からの信頼を高め政治参加を活性化させることにあるはずです。今、私たち議員に求められているのは、市民と議会との距離を縮め、より市民に開かれた議会を実現することです。

定数削減の議論は、その前提として市民の信頼を得るために議会改革を進めることができ不可欠と考えられるため、議員定数を現状維持の16名が最適とし、提案された14名に削減する案に反対いたします。

○議長（酒永光志君） 次に、5番 美濃英俊議員。

○5番（美濃英俊君） 5番議員、美濃でございます。このたび、賛成の立場で討論させていただきます。

これね、従来であれば、我々が選出した議会改革委員会で決まったことですのでね、議員定数についての議論は結果に従うべきだとは思うんですけども、結論が3名対2名で拮抗していたこと、さらに委員長が議員定数の削減のほうに賛成の意思を持っていましたということもあって、このたびは、私も賛成の意見のほうに賛成させていただきました。さらに、このたび新聞とかで取り上げられております。私も市民の方にいろいろどうしてそうなったっていうようなことを聞かれておりますけども、そのあたりの説明ができるような論拠がなかったっていうことが、もうこの賛成に至った次第でございます。

それでは賛成の理由、述べてまいります。

まず、委員会ではアンケートによる市民の声を募っておられます。私自身はその回答を読ませていただきまして納得する部分が十分ありました。その声に応えるべきじゃないかなというふうに考えたのが、まずこの賛成に至る一定の部分です。

さらに言うと、これちょっと議員定数、そのアンケートの意見の部分ですよね、市民

から寄せられた意見、そのあたりをちょっと読ませていただこうかと思います。これ14人がよいといった方についてのみ、限って読ませていただきます。

一つ目、江田島市の人口推移から年間で500人の人口減がある中、5年後には1万8,000人台となっていると見込まれるのではないかと思います。そのため2人減がよいかと思いました。面積は広いですが、合併して20年がたつのに、旧町単位の考える方が強過ぎると感じています。一つの市として考えるべきだと思います。

二つ目、人口減少が続き必要とされる議員も減っていくことは仕方ないと思います。多くの地域の方から声を聞くことが大事だとは思いますが、SNS等の活用で聞く手段も増えていると思います。

三つ目、ちょっと辛辣なんですが、ふだんは島のために役立っているのか分からない、給料も下げてよいと思う。

四つ目、人口に対する議員定数が高過ぎると感じています。議員1人当たりの人口は約1,200人のため、議員定数を2名削減したとしても、江田島市議会の質の低下はないのではと思います。

続いて五つ目、人口が2万人を切る状態において、今後の人口減少を考えると14人が妥当であり、定数減を行うタイミングとしても適当であると考えられるため。

次行きます。財政等、また人口などを加味して少なくしてもよいかと思います。（竹原市の議会議員数が14人のことからも。）

続いて、議員数を増やし、市民の幅広い意見を反映させることも大切だと思いますが、どこに課題があるのか。意欲の問題か、市民側の問題か、現状ではそれが十分に果たせているとは思えません。議員の皆さん個人的に市政の報告会などの活動を耳にしたこと�이ありません。選挙のときだけお声を拝見するような状況には、定員の削減があっても変わらないと思います。真摯に議員活動に取り組んでいる方も多いとお見受けします。我々市民を牽引する役割を大いに發揮してほしいと思います。

次の御意見、今まで業務、仕事、どこで働いているのか不明の方々が数名いる。仕事をやって初めて〇〇円の報酬となるはず。

次の御意見です。江田島は4町合併後20年たちましたが、年々人口が減少しています。よって議員定数もそれに合わせて削減るべきだと思います。私は①を選択しました。10人から12人くらいでもよいと思っています。

次の御意見、合併後20年間で江田島市の人口は1万人強も減少し、あと10年もたてば1万5,000人程度になるのは確実な状況にあり、消滅自治体になることへの歯止めがかかっていない。現市制が維持できなくなったり場合、広島市か呉市との合併が考えられるが、そうなると江田島市から選出できる議員の数も僅か2名から4名程度になると思われる。いずれにしても議員定数は人口の増減によって判断すべきで、減らさなければ、議員報酬を大幅に下げる方法しかないのでは。

次の方、できれば12人、先の人口を見通して。

続いて、第1に人口減少に合わせて定数も見直すことが大切だと思う。市の課題が増えていますが議員を増やせば解決するという問題ではないと思います。人数ではなく、内容を濃いものにしていただければうれしいです。

と、割と皆さん真摯に回答していただいております。そういうようなところを踏まえると、このアンケートを割と市民の声として捉えてもいいのではないかと僕は思って、賛成の意見にさせていただいております。

さらに私自身も数名に意見求めました。1名を除いて全ての方が申し訳なさそうに削減案に賛成とお答えでしたが、現状よいと答えた方もですね、実際議員の給料を上げるために削減するなら、議員数を減らさんでええわっていうような回答だったんです。だから、私も「議員数を減らすだけならどうですか。」と質問したら、そりや減らした方がええわという回答でした。

このアンケートを頂いた返答の中で6名中1名は減少案なんですよね。そういうようなところもあって、この結果を受けて、私もこれ言い訳できんというか、市民の方に説明できんというのもあって、賛成案にしたわけですけれども、現状維持案でアンケートにお答えいただいた方の意見っていうのが、やっぱりこれ読むとまた面倒くさいのであれなんですが、1行ずつ、割と簡単な案でした。

そういうのもあるので市民の声、先ほどね、平本議員もおっしゃってましたが市民の声を大切にするという、議会に届けるという、その中のこの意見、軽率に扱っていいものじゃないんじゃないかと私は考えます。アンケートに関して言うと、議員定数に対して、現状維持でよいと回答いただいた方たちのためにも、我々ももっと努力するべきじゃないかなっていうのは本当思ったところです。期待はされております。

我々尽誠会においては、最低限ではあるんですけども、江田島市内（全戸）、会報渡して市民の皆様に対して意見を求めるように門戸は開放しているつもりであります。でも、それはこちらの都合であって、もっと伺うべきだったのかなっていうのは、ちょっと考える機会になったかなっていうのは思っております。

続いて2点目の理由です。

これは市の財政ですね。これから令和7年度の予算を審議していくわけですけれども、議員の方々も目を通したと思われます。職員の方々が市民のサービスを少しでも保持しようと思ってあまり無駄のないところで、予算編成していただいたものと思っております。結構苦労の跡見えるんですよね。今までの市政をそのまま踏襲しとるというところもあるので。

ただ、今後人口減少が進む中で、市民の方にも負担を求めていかなきやいけない時期がやってくると思います。実際、今年度も予算削減のために市の企業が業務委託を受けて、市民が多く働くUmino'sを売却、売却というかプロポーザルによる売却を議会で結審しております。その辺やっぱり我々も、市の財政をもって議会の現状機能を考えると、定数を2名削減して市民サービスに充てる方が有意義じゃないかなって私は考えております。市民に負担を強いるのに議会がのうのうとするわけにはいかないっていう、その辺の意見を持っております。そういう意味でこのたびの削減案に賛成しております。

あと反対意見で出そうなので、賛成理由として先に述べさせていただくと、議員数減少による議会運営の不安なところですよね。先ほど平本議員ももっと市民の声聞かなきやとかいうような話がありました、そのあたりに対して回答させていただきます。

議会改革委員会では14名体制になった場合について、そういう現象を検証を特にされてないようだったんでどうなのかなっていうところはあるのですけど、私は全く問題ないと考えております。実際の委員会活動であるとか、このたびの委員会付託の制度が動き出したばかりということもありますけれども、私自身は今、産業厚生委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、三つに所属しておりますけれども、現状は一つの委員会、二つの委員会っていう方もおってですよね。各委員が自覚を持って少しずつ負担すればどうにかなるんじゃないかなとは私は思っております。

先ほどの声を聞くことに関しても同様です。我々もどこまでやってええんかいうのもあれなんですけれども、今そこまで機能しとるんかっていうところは正直思うところあります。現在議会改革は道半ばで、まだまだ改善の余地はあると思いますけれども、我々はこの先さらに人口が減ることが予想される中で、議員数12名や10名になっても対応できるようにせにやいかんかも分からんわけです。その中で今、減少した人数で対応できるような形をしっかり構築する必要があるのではないかなと思っております。こうやってね、討論が。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） はい。

○議長（酒永光志君） 討論簡略化をお願いをいたします。発言に。

○5番（美濃英俊君） 分かりました。もう10分ありますのでよろしくお願ひします。

間もなく終わります。本当は5分かかりません。

どこまでいったかな、議会がしっかり議論し機能するためにも、今回こういった機会って今までなかったと思うんですよ、この議会において。質疑があり、討論がありっていう、それはこのたびできたことはすごくよいかな、一つこの議会が進歩したかなと私は思っています。

苦言を言うとですね、議会改革推進委員会でしっかり反対の意見は我々にも伝えていただきたかった。そうしないと我々も市民に対して反論できん、説明できんのですよね。そういったところはしっかり議会でやっていく。そのことがないとなかなか次、ええ方向に進まんと思うんです。その辺しっかり踏まえて、今後も皆さんで頑張っていきましょう。

ちょっと長くなりましたが、最後、賛成の理由を端的に繰り返します。

1点は市民の声を真摯に受けること、二つ目は江田島市が存続できるよう財政に配慮すること。三つ目議会の機能を高めること、以上3点で、このたびの16人から14人に改める江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例案に賛成いたします。

以上です。

○議長（酒永光志君） 次に、14番 浜西金満議員。

○14番（浜西金満君） 14番議員、浜西金満は、ただいま上程されております発議第1号 江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論に参加し、その理由について意見を述べさせていただきます。

まず、提出された発議は2月7日開催の議会改革推進特別委員会において、議員定数

は現状維持の16人とすることを賛成多数で決しています。

私が削減に反対の理由としましては、本市議会において、昨年から議案審議が本会議主義から委員会付託に移行し、委員会活動がより多様化したこと、予算決算特別委員会が常任委員会に移行し、総務文教、産業厚生と合わせ3常任委員会となり、議会広報、議会改革推進の2特別委員会、そして議会運営委員会も存在することから、これ以上の議員定数削減は委員会の構成や委員会運営に支障を来すこと、議員定数が減少すれば、議員不在の地域が増加し、市民の声が市政に届きにくくなることが予想されること、以上のことから、議員の定数は現状維持とすることが望ましいと思い、本発議には反対します。

以上、私の反対討論とします。

○議長（酒永光志君） 次に、1番 宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） 1番議員、尽誠会の宮下成美です。私は、江田島市議会の議員の定数条例の一部を改正する条例案について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

まず、理由についてです。議員定数について、これまで議会改革推進特別委員会で審議を行い、参考人アンケートをとり、多くの参考人の方から削減したほうがよいとする意見が多くの方からいただいたにもかかわらず、このたび定数を現状維持とする結論がなされました。その結論について、到底納得できるものではありません。

現状の16人のほうがいいという理由として、委員会主義が始まったことや市民の意見を広く聞くことができなくなるなどの意見もありましたが、委員会主義に移行したのは江田島市議会が最後、県内で最後だと認識しております。そこで16人でやれない、16人でないといけない理由というのはちょっともう見当たらないのが現状だと私は考えます。

そして本市の人口は残念ながら減少し続けており、10年後には1万5,000人前後になるのではないかとの人口推計も出されております。

したがいまして、現行の16人を維持するということは現実的ではない、できないと考えています。

また、江田島市の人口規模、面積、近隣自治体との比較や江田島市の行財政改革に対して、市議会側から率先して貢献をして、そしてリードする姿勢を示す必要性、そしてここで一番重要視しなければならないのは、先ほども言いましたが、昨年11月から12月にかけて行った市内各種団体の代表者の方に対する参考人意見の聴取アンケートでの御意見です。

のことなどを総合的に考えたところ、私は2名削減し、そして合併から続く4町意識も払拭した議員定数14名の少数精銳で、江田島市のことと一体となって考える14名の少数精銳で、議会基本条例の目的である、真に開かれた議会を目指し、市民意見聴取の仕組みづくりや、より議会を身近に感じられる広報活動、さらなる委員会活動の活発化、そして私たち議員のスキル向上の取組などの議会改革を進め、深く市民の理解の得られる江田島市議会とする必要があると考えます。

また、2名削減することにより年間約1,000万円の財政効果があります。こうして生み出された財源を、市民の福祉の向上や将来を担う子供たちの教育などの活動に活

用すべきだと私は考えます。本案件については、多くの市民が関心を寄せており、議長名で行った参考人からの意見聴取の結果は極めて重く、そして尊重しなければならないと考えられ、このことをおろそかにすると議会に対する一層の不信感にもつながるのではないかと危惧をしております。

したがって、削減すべきと考え、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（酒永光志君） 次に、7番 長坂実子議員。

○7番（長坂実子君） 政友会、7番議員、長坂実子です。私は反対の立場で討論いたします。

現状において、議員定数を削減する必要はなく、16人を維持すべきだと考えます。江田島市の地形的特徴は、集落が点在し、それぞれに歴史があり、特徴ある個性豊かな地域がつくられてきております。ですが、江田島市全体的に人口減少が進んできており、地域の力が落ちていることも否めません。ですが、この状況で議員定数を減らすことは、各地で様々な暮らしを営む市民の多様な声が反映しづらくなっていくことにはかなりません。議員を減らせば、それだけ市民の声を反映しづらくなります。人口が減少したからといって、江田島市を取り巻く課題が減ってきていているわけではないのです。

今は、本市最大の課題である人口減少を食い止めるために、議会も重大な局面に立っています。今は人口減少をいかに食い止めるか。新たな総合計画で目標とする10年後の出生数100人への回復をいかに実現させるか。様々な市民の後押しで立つ16人の議員が、市政に意見や提案をしていくことに注力することが必要です。また、期待する声もいただいております。議会改革特別委員会での調査の結果では、定数16人を妥当な範囲であるとし、委員会採決でも16人を維持することを決しています。

私は、定数を14人への削減に反対し、定数16人を維持すべきだと考えます。

○議長（酒永光志君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少數です。

よって本案は否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、次回は2月28日午前10時に開会しますので御参考願います。

本日は御苦労さまでした。

（散会 13時54分）